

佐賀県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第44号

佐賀県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例
佐賀県クリーニング業法施行条例（平成14年佐賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(営業者の衛生措置)</p> <p>第2条 法第3条第3項第6号に規定する必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) クリーニング所において共通的に必要な措置</p> <p>ア 居住又は他の営業の用に供する施設と壁等によって区画し、かつ、洗濯物の処理又は受取及び引渡し以外の用途には使用しないこと。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 消毒を要する洗濯物（クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第1条に規定する洗濯物をいう。以下同じ。）は、消毒が完了するまで又は消毒の効果を有する洗濯が完了するまでの間は、他の洗濯物と接触することのないように専用の棚又は容器に保管し、かつ、その旨を表示すること。</p> <p>カ <u>省令第1条第3号に規定する洗濯物に付着しているし尿の処理に使用した水は、下水道に排出する場合を除き、浄化槽で処理すること。</u></p>	<p>(営業者の衛生措置)</p> <p>第2条 法第3条第3項第6号に規定する必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) クリーニング所において共通的に必要な措置</p> <p>ア 居住又は他の営業の用に供する施設と壁等によって区画し、かつ、洗濯物の処理又は受取及び引渡し以外の用途には使用しないこと。<u>ただし、洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所を他の営業の用に供する施設と同一の施設内に設ける場合には、壁等によって区画することに代えて、当該クリーニング所の業務従事者以外の者と洗濯物が接触することのない十分な高さを有する仕切りその他の適当な方法によって区画することができる。</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 消毒を要する洗濯物（クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条に規定する洗濯物をいう。以下同じ。）は、消毒が完了するまで又は消毒の効果を有する洗濯が完了するまでの間は、他の洗濯物と接触することのないように専用の棚又は容器に保管し、かつ、その旨を表示すること。</p>

改正前	改正後
<p><u>キ 洗濯に使用する薬品等は、安全に格納することができる設備に保管すること。</u></p> <p><u>ク～コ 略</u></p> <p>(2) <u>洗濯場において必要な措置</u></p> <p>ア 側壁は、床面から1メートルまでをコンクリート、タイルその他の耐水性材料を使用した構造とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>その他の措置</u></p> <p>ア <u>他の営業施設と同一の施設内に洗濯物の受取及び引渡しのための施設を設ける場合には、当該施設との境界に障壁を設ける等の措置を講じ、他の営業施設の客又は業務従業者と未処理の洗濯物が直接接触することのないようにすること。</u></p> <p><u>イ～エ 略</u></p>	<p><u>カ～ク 略</u></p> <p>(2) <u>洗濯物の洗濯をするクリーニング所において必要な措置</u></p> <p>ア <u>洗濯場の側壁は、床面から1メートルまでをコンクリート、タイルその他の耐水性材料を使用した構造とすること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>洗濯物に付着しているし尿の処理に使用した水は、下水道に排出する場合を除き、浄化槽で処理すること。</u></p> <p>エ <u>洗濯に使用する薬品等は、安全に格納することができる設備に保管すること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>その他の措置</u></p> <p><u>ア～ウ 略</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。